

中泊町農業委員会会議録

令和4年1月19日

中泊町農業委員会

令和4年中泊町農業委員会1月定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年1月19日(水) 16時00分～

2. 開催場所 小会議室2

3. 出席委員(15人)

会 長	15番	松坂 龍美		
会長職務代理者	14番	松田 耕司		
委 員	1番	外崎 満幸	2番	田中 満
	3番	三上 孝	4番	藤田 次男
	5番	青山 邦榮	6番	小野 美恵子
	7番	神 良一	8番	瓜田 益子
	9番	澤田 健吾	10番	大川 勝仁
	11番	葛西 誠	12番	坂本 朝彦
	13番	木村 巧		

4. 欠席委員(0人)

委 員				
委 員				

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名について

第3 【報告】

報告第18号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告第19号 農地移動あっせん委員会の結果について

【議案】

議案第32号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第33号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

議案第34号 農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第35号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税徴収猶予に関する証明(農業経営)について

議案第36号 「中泊町の農業の振興に関する計画」の検証に係る意見について

議案第37号 令和4年度農作業労賃等標準額について

協議事項

1)業務予定

2)その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 今 芳 文

主 査 外 崎 健 太

主 事 小 寺 隆 斗

7. 会議の概要

事務局
(局長)

ただいまから、令和4年中泊町農業委員会1月定例総会を開会いたします。
本日の出席委員数は15名です。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を松坂会長にお願いいたします。

◎日程第1 会期の決定について

議長
(会長)

はじめに、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。
会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

ご異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

◎日程第2 議事録署名委員の指名について

議長
(会長)

次に、日程第2の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。
中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議事録署名委員は、5番青山委員、6番小野委員にお願いいたします。なお、本日の会議の書記には事務局職員の外崎主査と小寺主事を指名いたします。以上で日程第2を終わります。

◎日程第3 報告・議案について

議長
(会長)

次に、日程第3の報告について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第18号

事務局
(小寺)

1ページをお開きください。
報告第18号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。令和4年1月19日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。今月の合意解約は、5件ございました。
内容につきましては、資料をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第18号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に報告第19号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第19号

事務局
(外崎)

12ページをお開きください。
報告第19号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会(令和3年12月分)の結果について、別紙のとおり報告する。令和4年1月19日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。12月分の農地移動あっせん申し出は4件ございました。内容については、申出一覧表をご覧くださいと思います。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第19号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に議案の審議に入ります。

◎議案第32号

議長
(会長)

議案第32号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(小寺)

14ページをお開き下さい。議案第32号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請の提出があったので審議を求める。令和4年1月19日提出 中泊町農業委員会会長。

議長
(会長)

それでは、議案第32号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

青山委員

議席5番、青山です。それでは報告いたします。去る1月7日、私と小野委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が6件でございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。それでは、事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局
(小寺)

15ページをお開きください。受付番号34番は、宮川字種取地内の1筆の田。面積は73平方メートルの売買です。

譲受人は、譲渡人同様に米の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われれます。

受付番号35番は、宮川字種取地内の1筆の田。面積は218平方メートルの売買です。

譲受人は、譲渡人同様に米の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われれます。

受付番号36番は、宮川字種取地内の1筆の田。面積は397平方メートルの売買です。

譲受人は、譲渡人同様に米の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われれます。

受付番号37番は、宮川字種取地内の1筆の田。面積は213平方メートルの売買です。

譲受人は、譲渡人同様に米の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われれます。

受付番号38番は、薄市字玉清水地内の1筆の畑。面積は395平方メートルの売買です。

譲受人は、譲渡人同様にそ菜の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われれます。

受付番号39番は、田茂木字若宮地内の3筆の田。面積は1,468平方メートルの売買です。

譲受人は、譲渡人同様に米の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われれます。

以上、受付番号34番から39番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第32号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第32号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第33号

議長
(会長)

次に議案第33号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(外崎)

19ページをお開き下さい。議案第33号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。令和4年1月19日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。令和4年1月17日付け中農政第332号で、中泊町長より当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

事務局
(外崎)

21ページをご覧ください。申請内容は、所有権移転が6件です。内訳は、公益社団法人あおもり農業支援センターの売渡が2件、買入が4件となっています。

受付番号8番は、あおもり農業支援センターの売渡です。関係農地は、田茂木字若宮の農地4筆、地目は田、面積は6,778㎡です。売買価格は226万円です。対価の支払い期限は令和4年1月27日を予定しております。

受付番号9番は、あおもり農業支援センターの売渡です。関係農地は、深郷田字早田ほか6筆の農地、地目は田、面積は16,298㎡です。売買価格は489万円です。対価の支払い期限は令和4年1月27日を予定しております。

受付番号10番は、あおもり農業支援センターの買入です。関係農地は、深郷田字早田の農地1筆、地目は田、面積は4,739㎡です。売買価格は189万5千円です。対価の支払い期限は令和4年1月28日を予定しております。

受付番号11番は、あおもり農業支援センターの買入です。関係農地は、田茂木字若宮の農地3筆、地目は田、面積は1,585㎡です。売買価格は39万7千円です。対価の支払い期限は令和4年1月28日を予定しております。

受付番号12番は、あおもり農業支援センターの買入です。関係農地は、高根字小金石の農地13筆、地目は田、面積は13,750㎡です。売買価格は412万5千円です。対価の支払い期限は令和4年1月28日を予定しております。

受付番号13番は、あおもり農業支援センターの買入です。関係農地は、薄市字沖原の農地5筆、地目は田、面積は5,767㎡です。売買価格は201万9千円です。対価の支払い期限は令和4年1月28日を予定しております。所有権移転につきましては、以上です。

37ページをご覧ください。

今月の利用権設定は、受付番号96番から123番の28件で、合計面積は280,972平方メートルです。内訳は、新規が11件、再設定が17件となっております。それでは、ご説明いたします。

受付番号96番から113番は、賃貸借終期を迎えるため、再設定をするものですので、詳しくは資料をご覧ください。

45ページをお開きください。

受付番号114番は新規の設定で、設定する農地は富野字中島地内2筆の田。面積は9,821平方メートルです。期間は5年で、土地改良費は、地主負担。賃借料は10アール当たり40,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号115番は新規の設定で、設定する農地は豊岡字若松地内ほかの4筆の田。面積は13,311平方メートルです。期間は10年で、土地改良費は、地主負担。賃借料は10アール当たり40,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号116番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮地内11筆の田。面積は5,752.79平方メートルです。期間は10年で、土地改良費は、水利費が地主負担、工事費が借主負担。賃借料は10アール当たり米2俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

次のページをお開きください。

受付番号117番は新規の設定で、設定する農地は大沢内字二タ見地内2筆の田。面積は5,156平方メートルです。期間は10年で、土地改良費は、地主負担。賃借料は10アール当たり米2.5俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号118番は新規の設定で、設定する農地は薄市字沖原地内1筆の田。面積は748平方メートルです。期間は5年で、土地改良費は、取り決め無し。賃借料は10アール当たり15,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号119番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮地内5筆の田。面積は7,881平方メートルです。期間は5年で、土地改良費は、地主負担。賃借料は10アール当たり米2.5俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号120番は新規の設定で、設定する農地は中里字亀山地内ほかの5筆の田。面積は20,917平方メートルです。期間は10年で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり30,000円、ただし、「中里字亀山82」のみ20,000円です。支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

次のページをお開きください。

受付番号121番は新規の設定で、設定する農地は深郷田字早田地内ほかの5筆の田。面積は19,196平方メートルです。期間は10年で、土地改良費は、地主負担。賃借料は10アール当たり30,000円です。支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号122番は新規の設定で、設定する農地は宮川字種取地内4筆の田。面積は28,846平方メートルです。期間は5年で、土地改良費は、地主負担。賃借料は10アール当たり40,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号123番は新規の設定で、設定する農地は八幡字八幡地内ほか19筆の田。面積は35,192平方メートルです。期間は5年で、土地改良費は、地主負担。賃借料は10アール当たり40,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
利用権設定につきましては以上です。

続きまして、55ページをご覧ください。

今月の農地中間管理機構を通しての賃貸借は、受付番号機構21-14番から15番の2件で、内訳は、賃貸借が2件です。

受付番号機構21-14番は新規の設定で、設定する農地は宮野沢字蛸澤地内1筆の「田」。面積は3,306平方メートルです。期間は16年間で、土地改良費は取り決め無し、賃借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号機構21-15番は新規の設定で、設定する農地は宮野沢字蛸澤地内2筆の「田」。面積は5,287平方メートルです。期間は16年間で、土地改良費は取り決め無し、賃借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上です。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第33号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第33号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第34号

議長
(会長)

次に議案第34号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を、議題といたします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(外崎)

60ページをお開き下さい。議案第34号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法第5条第3項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求め。令和4年1月19日提出 中泊町農業委員会会長。

議長
(会長)

ありがとうございました。それでは本案について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

小野委員

6番、小野です。それでは報告いたします。去る1月7日、私と青山委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第5条の申請は、1件ございました。内訳は、薄市字花持地内の1筆の田となっております。面積その他の基準から見て問題なく許可相当と認められます。以上報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局
(外崎)

61ページをお開き下さい。それではご説明いたします。

受付番号14番は、薄市字花持地内の1筆の田で、面積は3,290㎡、転用目的は、中泊風力発電所建設工事での機器資材運搬輸送路として使用するものです。こちらの申請地は、北側が農地、南側が道路、東側が農地、西側が道路であり、周辺農地への被害はないものと思われま

す。
許可基準に定める農地の区分としては、第1種農地に該当。当該地は原則許可できない農地ですが、不許可の例外として一時的な利用に供する場合(3年以内)に許可できるものとなっておりますので、許可相当と認められます。

運用通知としましては、第2の1の(1)のイの(イ)のbでを適用しております。以上です。

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

何かご質問等ございませんか。

議長
(会長)

(質問なし)

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第34号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第34号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第35号

議長
(会長)

次に議案第35号「贈与税の納税猶予及び不動産取得税徴収猶予に関する証明(農業経営)について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(小寺)

66ページをお開きください。「贈与税の納税猶予及び不動産取得税徴収猶予に関する証明(農業経営)について」贈与税の納税猶予の特例を受けている下記の受贈者は、租税特別措置法第70条の4第1項及び地方税法附則第12条第1項の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの承認を求めます。なお、証明願いが遅延し提出されたときは、承認時と事情が異なる場合を除き追加し承認するものとする。令和4年1月19日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。継続届出書提出予定一覧表ですが、継続件数が6件ございます。該当者につきましては、全農地を耕作していることを現地及び資料等を基に確認しております。以上です。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

何かご質問等ございませんか。

(質問なし)

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第35号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第35号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第36号

議 長
(会長) 次に議案第36号『「中泊町の農業の振興に関する計画」の検証に係る意見について』を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(外崎) 68ページをお開き下さい。議案第36号『「中泊町の農業の振興に関する計画」の検証に係る意見について』このことについて、農業振興地域の整備に関する施行規則(昭和44年法律第58号)第4条第1項第27号に基づく「中泊町の農業の振興に関する計画」の検証に係る意見について中泊町長から別紙のとおり照会があったので意見を求める。令和4年1月19日提出 中泊町農業委員会会長。

中泊町長より中泊町の農業の振興に関する計画の達成状況の検証にあたり、当農業委員会の意見を求められております。詳しい内容については、先だって資料を郵送しているところですが、何かご意見等ございましたらこの場でお聞かせいただきますようお願いいたします。

議 長
(会長) ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
何かご質問等ございませんか。

(質問なし)

議 長
(会長) ないようですので、お諮りいたします。議案第36号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長
(会長) 異議がないようですので、議案第36号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第37号

議 長
(会長) 次に議案第37号「令和4年中泊町農作業労賃等標準額について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(外崎) 70ページをお開き下さい。議案第37号「令和4年中泊町農作業労賃等標準額について」農作業労賃等標準額について、別紙資料に基づき決定を求める。令和4年1月19日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開きください。令和4年度農作業労賃等標準額についてご意見をいただきたいと思っております。なお、お配りしています令和3年度資料と比較していただければと思っておりますが、上段の農作業労働賃金から、青森県最低賃金の引き上げにともない昨年より賃金が増となっております。こちらに合わせ機械等賃借料も若干金額が増で掲載しておりますが、こちらの標準額が地域の実情とかけ離れているなどご意見ございましたらこの場でお知らせいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議 長
(会長) ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
何かご質問等ございませんか。

(質問なし)

議 長
(会長) ないようですので、お諮りいたします。議案第37号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長
(会長) 異議がないようですので、議案第37号は原案のとおり決定いたします。

議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

それでは、報告・協議事項について事務局よりご説明申し上げます。

事務局
(外崎)

1) 業務予定

2) その他

(資料に基づいて、内容説明)

議長
(会長)

以上で、本日の報告事項及び議案の審議並びに協議事項はすべて終了いたしました。

それでは、これをもちまして、令和4年中泊町農業委員会1月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年1月19日

農業委員会
会長

(松坂 龍美)

(青山 邦榮)

署名委員

(小野 美恵子)

署名委員
